

登録を受けます。

現在、申請の公示中の商品は以下のとおりです。
※申請番号、主な名称、公示日のみを記載しています。

●第164号
安曇野わさび
令和5年11月28日
(再公示)

●第217号
種子島レザーリーフファン
令和5年11月27日

●第236号
水口かんぴょう
令和5年11月24日

●第135号
いしり
令和5年11月22日

●第229号
仙台せり
令和5年11月21日

●第269号
淡路島3年とらふぐ
令和5年10月20日

●第267号
備前黒皮かぼちゃ
令和5年9月15日

●第242号
ぐしちゃんピーマン
令和5年9月15日

●第250号
大野豆
令和5年9月1日

これまでの申請の公示等情報はホームページでご確認ください。
(URL) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html

(編集後記) GI 製品の品質管理システム
みなさんはGI 製品の品質管理がどのように行われているかご存じですか？

GI 製品の品質管理システムは、生産者団体の「生産行程管理業務」と農林水産省の「定期的な立入検査」の二段階で構成されています。
具体的には、生産者団体はGI 製品の特性・品種・栽培方法等について登録時に定め、そのとおりに生産等が行われるよう生産行程管理業務を実施し、一方で農林水産省は生産行程管理業務規程（生産行程管理業務の実施方法に関するルール）が適正に機能しているかについて定期的に立入検査を行って確認することとなっています。

